

職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

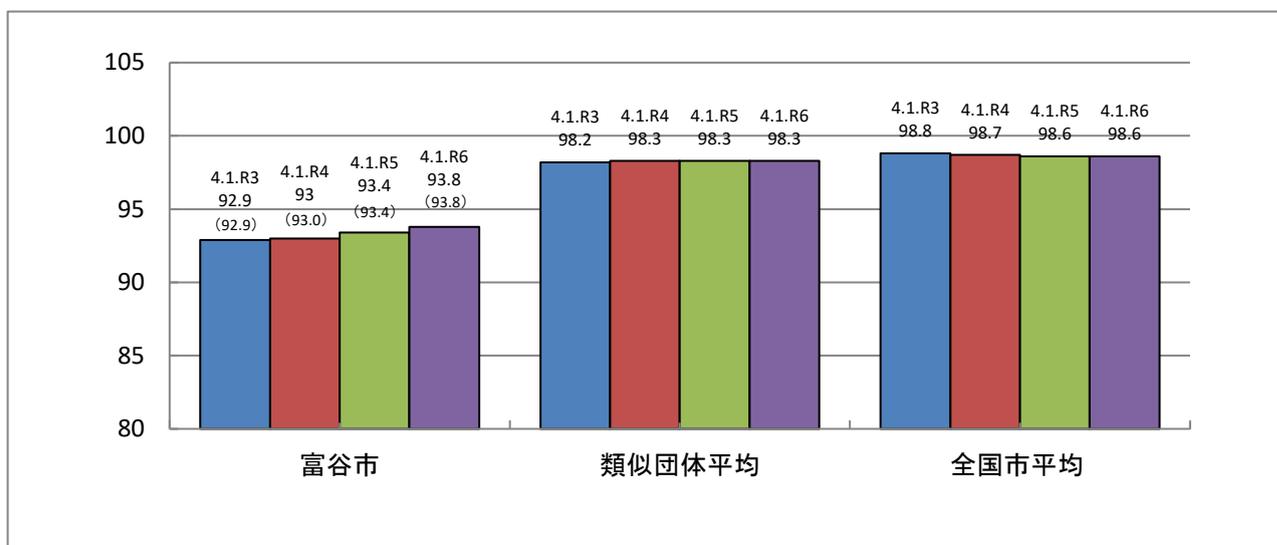
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	52,452人	21,265,489千円	1,156,285千円	2,981,843千円	14.0%	14.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	336人	1,161,671千円	222,860千円	494,223千円	1,878,754千円	5,591千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

主に給与勧告に伴う月額給料額の増加や、経験年数階層区分変動によりラスパイレス指数が上昇したもの

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)

平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえて引下げ。また、激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、富谷市においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割合	平成29 年度の 支給割合	平成30 年度の 支給割合	令和元 年度の 支給割合	令和2年 度の支 給割合	令和3 年度の 支給割合	令和4 年度の 支給割合	令和5 年度の 支給割合	令和6 年度の 支給割合
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
富谷市	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富谷市	41.8歳	309,418円	376,858円	354,887円
宮城県	42.3歳	330,820円	424,419円	368,480円
国	41.9歳	332,237円	-	414,480円
類似団体				

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富谷市	57.1歳	17人	256,341円	286,599円	282,319円	-	-	-	-
うち清掃員	*	3人	*	*	*	-	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-	-	-	飲食物調理従事者 (調理師)	歳	円	-
うち自動車運転手	57.6歳	4人	250,850円	283,175円	269,796円	乗用自動車運転者	歳	円	-
うち調理員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち土木業務員	55.7歳	4人	276,875円	312,450円	312,450円	-	-	-	-
うち業務員	56.2歳	6人	239,667円	268,555円	266,735円	-	-	-	-
宮城県	53.1歳	134人	303,311円	342,438円	321,246円	-	-	-	-
国						-	-	-	-
類似団体						-	-	-	-

区分	参考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員（C）	民間（D）	C/D	
富谷市	うち用務員	-	円	
	うち学校給食員	-	円	
	うち自動車運転手	4,525,157円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合はアスタリスク（*）と表記している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	富谷市	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	220,000円	227,400円	220,000円
	高校卒	188,000円	196,100円	188,000円
技能労務職	高校卒（上限）	236,600円	194,100円	185,700円
	高校卒（下限）	211,000円		
	中学卒（上限）	224,500円	-	-
	中学卒（下限）	185,700円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

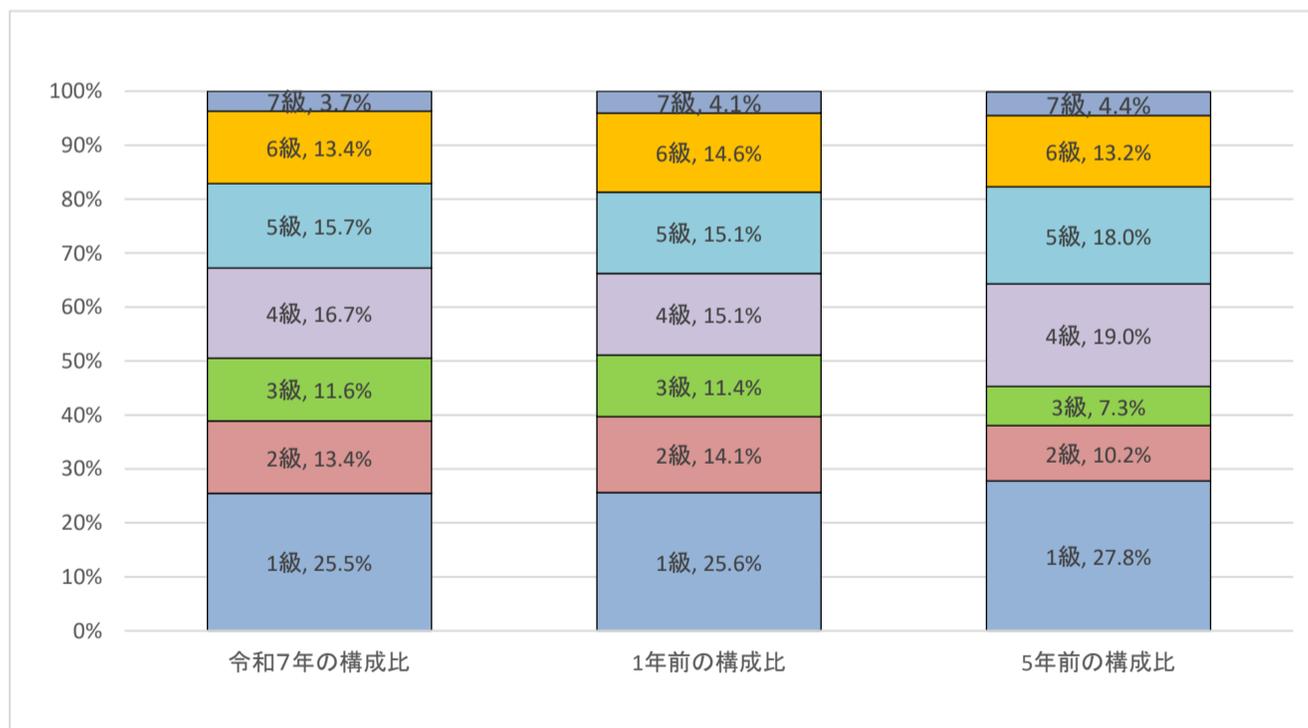
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	270,175円	*	*	377,100円
	高校卒	244,875円	該当なし	該当なし	*
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	*
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事、技師等の職務	55人	25.5%	183,500円	258,100円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	29人	13.4%	230,000円	308,500円
3級	主査、技術主査、主任主査若しくは主任技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	25人	11.6%	265,300円	354,700円
4級	主幹若しくは技術主幹の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	36人	16.7%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐若しくは室長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	34人	15.7%	321,300円	398,200円
6級	課長、室長、参事若しくは技術参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	29人	13.4%	355,200円	415,700円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	8人	3.7%	408,300円	450,900円

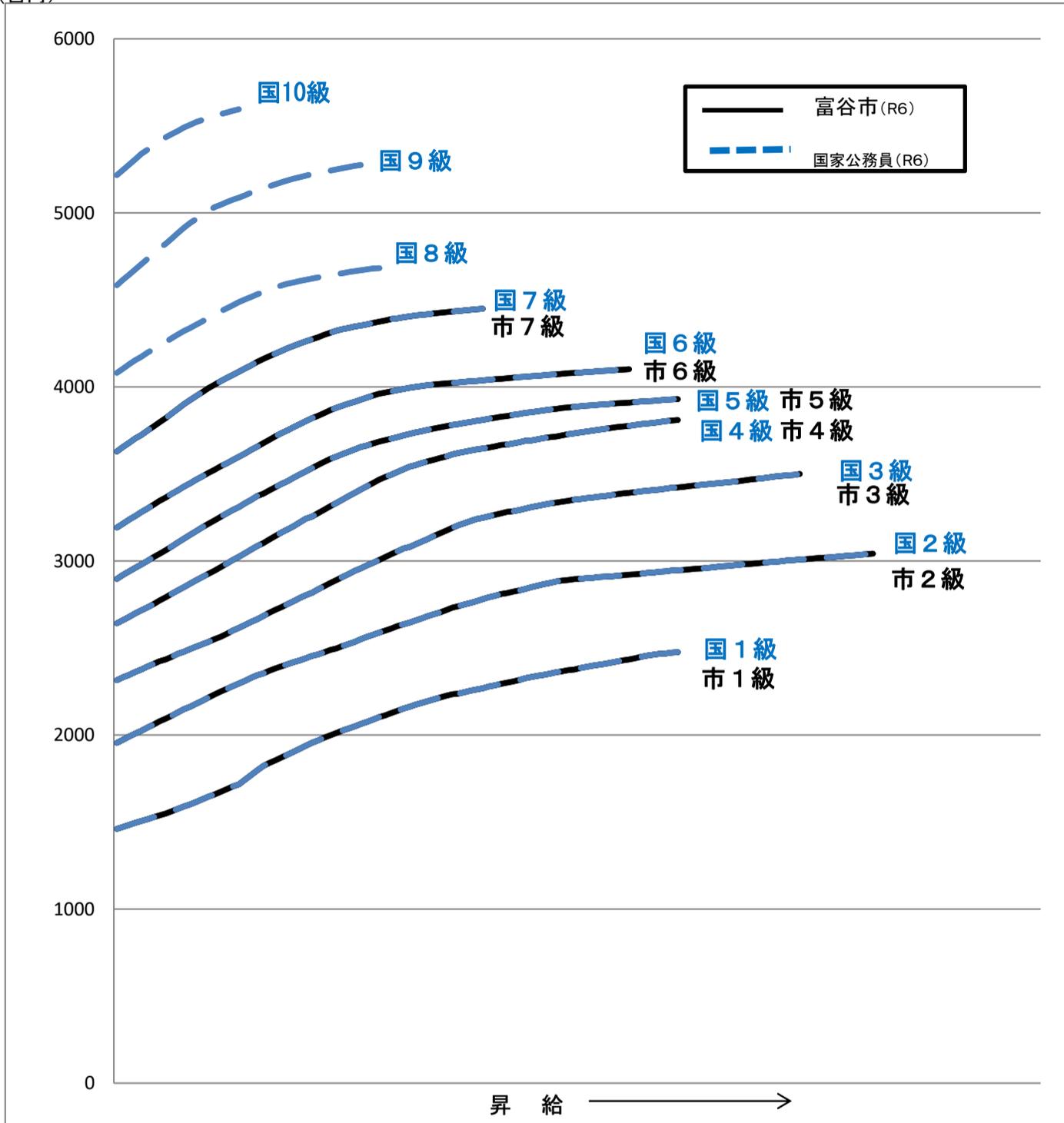
- (注) 1 富谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和2年4月1日より6級制から7級制へ移行

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

(百円)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（富谷市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	上位、下位の区分				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富 谷 市		宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,468千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,802千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（富谷市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
上位、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

富 谷 市			国		
自己都合	定年		自己都合	応募認定・定年	
【支給率】			【支給率】		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
【1人当たりの平均支給額】	11,781千円	(定年 21,100千円)	【その他加算措置】	定年前早期退職特例措置 (2~45%)	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			75,624千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）			217,937円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20%	1人	20%
仙台市	6%	4人	6%
富谷市	6%	342人	6%

(4) 時間外勤務手当

令和6年度決算		令和5年度決算	
支給実績	職員1人当たりの平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの平均支給年額
63,841千円	210,005円	56,391千円	189,868円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 2 子 1人につき11,500円 3 配偶者・子以外の扶養親族1人につき6,500円 4 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	-	19,661千円	216,060円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員【家賃】-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員11,000円+(【家賃】-27,000円)÷2(限度額28,000円)	同じ	-	22,076千円	279,444円
通勤手当	1 交通機関の利用者【発行されている定期券の最長通用期間(6箇月を超える場合は長の定める期間)】に対応する定期券の価格(限度額:1か月当たりの運賃相当額150,000円) 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離(片道)により、2,000円~31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離(片道)により、2,000円~31,600円	同じ	-	20,934千円	64,611円
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円~51,000円	同じ	-	24,912千円	519,000円
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生活する職員30,000円(月額) ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円~70,000円加算する。	同じ	-	なし	-
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ	-	なし	-
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100)×勤務時間数	同じ	-	なし	-
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,400円 ただし、5時間未満の場合2,200円	同じ	-	なし	-
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で休日又は休日等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は緊急の場合に休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円~7,000円	同じ	-	109千円	18,083円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円	同じ	-	なし	-

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額・報酬月額	（参考）類似団体	
			最高額	最低額
給料	市長	836,000円		
	副市長	757,000円		
報酬	議長	471,000円		
	副議長	389,000円		
	議員	366,000円		
期末手当	市長	（令和6年度支給割合）		
	副市長	3.475月分		
退職手当	議長	（令和6年度支給割合）		
	副議長	3.475月分		
	議員	3.475月分		
退職手当	市長	（算定方式） 836,000 × 在職月数 × 0.44	（1期の手当額） 17,656,320円	（支給時期） 任期毎
	副市長	757,000 × 在職月数 × 0.26	9,447,360円	

（注） 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

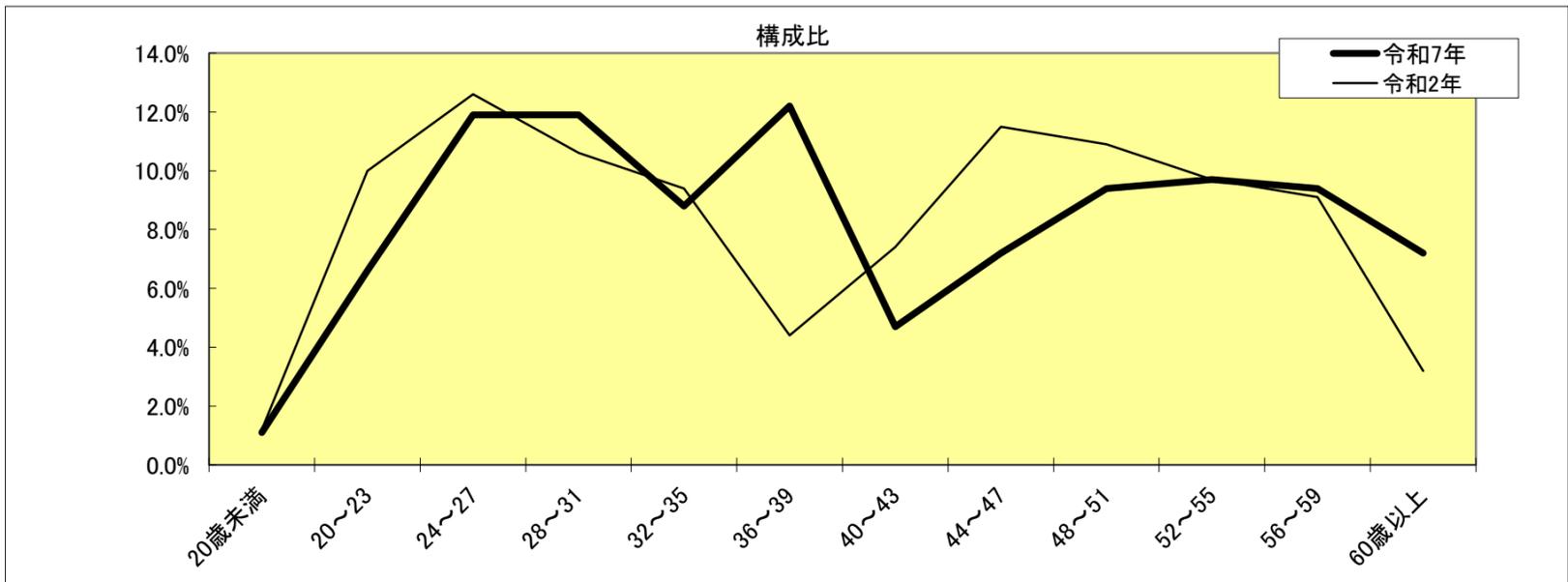
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
普通会計部門	議会 (議会事務局)	4	5	△ 1	
	総務 (市長公室、企画政策課、総務課、防災安全課、財政課、市民課、市民協働課、会計課等)	82	81	1	
	税務 (税務課)	23	25	△ 2	
	民生 (子育て支援課、長寿福祉課、地域福祉課、保育所 等)	109	104	5	重層的支援体制整備事業開始のため
	衛生 (健康推進課、生活環境課 等)	26	24	2	不法投棄パトロール強化のため
	農林水産 (農林振興課)	7	7	0	
	商工 (産業観光課)	12	12	0	
	土木 (都市整備課、都市計画課)	27	27	0	
	小 計	290	285	5	<参考> 人口1万当たり職員数 55.29人 (類似団体) 人口1万当たり職員数
	教育 (学校教育課、生涯学習課等)	51	51	0	
公営企業等会計部門	水道 (上下水道課の一部…水道事業会計)	7	7	0	
	下水道 (上下水道課の一部…下水道事業特別会計)	5	5	0	
	その他 (税務課及び健康増進課の一部…国民健康保険特別会計 長寿福祉課の一部…介護保険特別会計 等)	9	12	△ 3	介護保険特別会計の一般会計移管のため
	小 計	21	24	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 4.00人
合 計	362 (383)	360 (383)	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 69.00人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
令和7年職員数	4人	24人	43人	43人	32人	44人	17人	26人	34人	35人	34人	26人	362人
令和2年職員数	4人	34人	43人	36人	32人	15人	25人	39人	37人	33人	31人	11人	340人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	269	277	277	279	285	290	21 (7.8%)
教育	49	52	49	49	51	51	2 (4.1%)
普通会計	318	329	326	328	336	341	23 (7.2%)
公営企業等会計	22	22	22	24	24	21	△ 1 (△4.6%)
総合計	340	351	348	352	360	362	22 (6.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業（水道事業）職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	877,494千円	220,370千円	53,666千円	6.1%	6.0%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	7人	24,956千円	4,670千円	11,111千円	40,737千円	5,819千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付き短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富谷市	44.4歳	332,270円	489,170円
団体平均			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富 谷 市		富谷市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,587千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,468千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

富 谷 市			富谷市（一般行政職）		
	自己都合	定年		自己都合	定年
【支給率】			【支給率】		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
【1人当たりの平均支給額】	-		【令和6年度 1人当たりの平均支給額】	11,781千円（定年 21,100千円）	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

支給実績（令和6年度決算）	1,577千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）	225,327円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
富谷市	6%	7人	6%

エ 時間外勤務手当

令和6年度決算		令和5年度決算	
支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額
938千円	156,335円	1,358千円	226,274円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 2 子 1人につき11,500円 3 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき6,500円 4 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	816千円	204,000円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+ (【家賃】-27,000円) / 2 (限度額28,000円)	同じ	—	*	*
通勤手当	1 交通機関の利用者 【発行されている定期券の最長通用期間(6箇月を超える場合は長の定める期間)】に対応する定期券の価格 (限度額:1か月当たりの運賃相当額150,000円) 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離(片道)により、2,000円~31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離(片道)により、2,000円~31,600円	同じ	—	466千円	66,514円
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円~51,000円	同じ	—	*	*
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に支給	異なる	一般行政職には制度なし	なし	—
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生活する職員 30,000円(月額) ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円~70,000円加算する。	同じ	—	なし	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (25/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,400円 ただし、5時間未満の場合2,200円	同じ	—	なし	—
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円~7,000円	同じ	—	なし	—
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円	同じ	—	なし	—

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(2) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	989,708千円	47,792千円	28,973千円	2.9%	2.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	5人	16,229千円	1,785千円	6,145千円	24,159千円	4,831千円	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富谷市	41.7歳	286,476円	475,022円
団体平均			

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富 谷 市		富谷市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,229千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,468千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

富 谷 市			富谷市(一般行政職)		
自己都合		定年	自己都合		定年
【支給率】			【支給率】		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
【1人当たりの平均支給額】			【令和6年度1人当たりの平均支給額】		
-			11,781千円(定年 21,100千円)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給実績(令和6年度決算)	974千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)	194,756円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
富谷市	6%	5人	6%

エ 時間外勤務手当

令和6年度決算		令和5年度決算	
支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額
143千円	28,548円	149千円	37,331円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 2 子 1人につき11,500円 3 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき6,500円 4 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日 後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ	—	なし	—
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている 職員 【家賃】-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている 職員 11,000円+ (【家賃】-27,000円) / 2 (限度額28,000円)	同じ	—	*	*
通勤手当	1 交通機関の利用者 【発行されている定期券の最長通用期間(6箇月 を超える場合は長の定める期間)】に対応する 定期券の価格 (限度額:1か月当たりの運賃相当額150,000円) 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離(片道)により、2,000円~ 31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離(片道)により、2,000円~ 31,600円	同じ	—	330千円	66,000円
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円~51,000円	同じ	—	なし	—
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に支給	異なる	一般行政職 には制度なし	なし	—
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生活する職員 30,000円(月額) ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円~70,000円加算する。	同じ	—	なし	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100) ×勤務時間数	同じ	—	なし	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,400円 ただし、5時間未満の場合2,200円	同じ	—	なし	—
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円~7,000円	同じ	—	なし	—
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円	同じ	—	なし	—

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合はアスタリスク(*)と表記しております。